

# 市川町地域防災計画

令和3年3月修正

市川町防災会議



# 目 次

## 第1編 総則

第1節 計画の趣旨.....	1
第2節 防災機関の事務又は業務の大綱.....	4
第3節 市川町の自然と気象.....	10
第4節 風水害等の危険性と被害の特徴.....	14
第5節 既往地震の概要.....	20
第6節 地震災害の危険性と被害の特徴.....	23
第7節 市川町の災害被害特性.....	25

## 第2編 災害予防計画

第1章 基本方針.....	29
第2章 災害応急対策への備えの充実.....	32
第1節 組織体制の整備.....	32
第2節 研修・訓練の実施.....	34
第3節 広域防災体制の確立.....	39
第4節 情報通信機器・施設の整備.....	41
第5節 防災拠点の整備.....	44
第6節 火災の予防対策の推進.....	47
第1款 出火防止・初期消火体制の整備.....	47
第2款 消防施設・設備の整備.....	49
第7節 防災資機材の整備.....	51
第8節 災害医療体制の整備.....	53
第9節 緊急輸送体制の整備.....	55
第10節 避難対策の充実.....	57
第11節 備蓄体制等の整備.....	63
第12節 家屋被害認定士制度等の整備.....	67
第1款 家屋被害認定士制度の整備.....	67
第2款 被災建築物応急危険度判定制度の整備.....	69
第3款 被災宅地危険度判定制度の整備.....	70
第13節 廃棄物対策.....	71
第14節 災害時要援護者支援対策の強化.....	72
第15節 災害ボランティア活動の支援体制の整備.....	78
第16節 水防対策等の充実.....	80
第17節 土砂災害対策の充実.....	82
第18節 中山間地等における災害対策.....	85
第19節 災害対策資金の積立・運用.....	87
第3章 住民参加による地域防災力の向上.....	88

第1節 防災に関する学習等の充実.....	88
第2節 自主防災組織の育成.....	93
第3節 消防団の充実強化.....	96
第4節 企業等の地域防災活動への参画促進.....	97
第4章 治山・治水対策の推進.....	99
第1節 水害の防止施設等の整備.....	99
第1款 河川施設の整備.....	99
第2款 ため池施設の整備.....	101
第2節 地盤災害の防止施設等の整備.....	102
第1款 砂防施設の整備.....	102
第2款 地すべり防止施設の整備.....	103
第3款 急傾斜地崩壊防止施設の整備.....	104
第4款 治山施設の整備.....	105
第5款 宅地造成等の規制.....	106
第6款 災害危険区域対策の実施.....	107
第3節 災害に強い森づくりの推進.....	108
第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備.....	109
第1節 防災基盤・施設等の整備.....	109
第1款 地震防災緊急事業の推進.....	109
第2款 防災対策事業の推進.....	111
第2節 建築物等の耐震性の確保.....	113
第3節 交通関係施設の整備.....	116
第1款 道路施設の整備.....	116
第2款 ヘリポート対策の実施.....	118
第4節 ライフライン関係施設の整備.....	119
第1款 電力施設の整備等.....	119
第2款 ガス施設の整備等.....	123
第3款 電気通信施設の整備等.....	126
第4款 水道施設等の整備.....	130
第5款 下水道施設等の整備.....	133
第6章 調査研究体制等の強化.....	135
第1節 気象観測体制の整備.....	135
第2節 風水害等に関する調査研究の推進.....	136
第3節 地震観測体制の強化.....	137
第7章 その他の災害の予防対策の推進.....	141
第1節 大規模火災の予防対策の推進.....	141
第2節 危険物等の事故の予防対策の推進.....	143
第1款 危険物の予防対策の実施.....	143
第2款 高圧ガスの保安対策の実施.....	145
第3款 火薬類の保安対策の実施.....	146

第4款 毒物・劇物の保安対策の実施	147
第5款 放射性物質の保安対策の実施	148
第8章 孤立集落予防対策の推進	151
第1節 対策の趣旨	151
第2節 孤立集落の定義と条件	152
第3節 孤立可能性集落の抽出	153
第4節 孤立可能性集落化の未然防止対策	154
<災害予防計画担当部署一覧>	156

### 第3編 災害応急対策計画

第1章 基本方針	159
第2章 迅速な災害応急活動体制の確立	160
第1節 組織の設置	160
第2節 動員の実施	170
第3節 情報の収集・伝達	176
第1款 気象予警報等の発表	176
第2款 避難勧告等の判断材料となる情報の入手	183
第3款 気象情報等の伝達系統	188
第4款 災害情報の収集・報告	189
第5款 通信連絡手段の確保及び活用	196
第6款 収集・伝達すべき情報	198
第7款 被災者支援のための情報の収集・活用	204
第4節 防災関係機関等との連携促進	206
第1款 自衛隊への派遣要請	206
第2款 関係機関との連携	211
第3款 防災関係民間団体等に対する応援要請	213
第5節 災害救助法の適用	216
第3章 円滑な災害応急活動の展開	219
第1節 消火活動等の実施	219
第1款 地震火災の消火活動の実施	219
第2款 水防活動	220
第3款 監視、警戒活動、応急復旧	222
第2節 救援・救護活動等の実施	225
第1款 救急医療の提供	225
第2款 医療、助産対策の実施	227
第3節 交通・輸送対策の実施	232
第1款 交通の確保対策の実施	232
第2款 緊急輸送対策の実施	239
第3款 県消防防災ヘリコプターの支援要請	241
第4節 避難対策の実施	244

第5節 住宅の確保.....	257
第6節 食料・飲料水及び物資の供給.....	260
第1款 食料の供給.....	260
第2款 応急給水の実施.....	263
第3款 物資の供給.....	266
第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施.....	268
第1款 健康対策の実施.....	268
第2款 感染症対策の実施.....	270
第3款 遺体の火葬等の実施.....	273
第8節 生活救援対策の実施.....	275
第9節 災害時要援護者支援対策の実施.....	277
第10節 愛玩動物の収容対策の実施.....	280
第11節 災害情報等の提供と相談活動の実施.....	281
第1款 災害広報の実施.....	281
第2款 各種相談の実施.....	283
第3款 災害放送の要請.....	284
第4款 放送事業対策の実施.....	286
第12節 廃棄物対策の実施.....	290
第1款 ガレキ対策の実施.....	290
第2款 ごみ処理対策の実施.....	292
第3款 し尿処理対策の実施.....	294
第13節 災害ボランティア等の受入れ.....	296
第1款 災害ボランティアの受入れ.....	296
第2款 労働者の雇用.....	298
第14節 交通施設復旧.....	300
第15節 ライフラインの応急対策の実施.....	303
第1款 電力の確保.....	303
第2款 ガスの確保.....	306
第3款 電気通信の確保.....	308
第4款 水道の確保.....	311
第5款 下水道の確保.....	313
第16節 教育対策の実施.....	315
第17節 農林水産関係対策の実施.....	319
第18節 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策の推進.....	320
第4章 その他の災害の応急対策の推進.....	326
第1節 大規模火災の応急対策の推進.....	326
第2節 危険物等の事故の応急対策の推進.....	328
第1款 危険物事故の応急対策の実施.....	328
第2款 高圧ガス事故の応急対策の実施.....	330
第3款 火薬類事故の応急対策の実施.....	331

第4款 毒物・劇物事故の応急対策の実施.....	332
第5款 放射性物質事故の応急対策の実施.....	333
第3節 大規模事故災害の応急対策の推進.....	335
第5章 孤立集落応急対策の推進.....	338
第1節 災害時の状況把握.....	338
第2節 孤立化した際の対応.....	339
第3節 予定外の事象への現実的対策・対応.....	340
<災害応急対策担当部署一覧> .....	342

#### **第4編 災害復旧計画**

第1節 災害復旧事業の実施.....	345
第2節 被災者の生活再建支援.....	349
第3節 災害義援金の取り扱い.....	352

#### **第5編 災害復興計画**

第1節 組織の設置.....	353
第2節 復興計画の策定.....	355

